

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票等の発行を行う。 番号法別表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、次の事務において特定個人情報を利用します。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、予診票等を発送 ②予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会に対応 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票交付等
③システムの名称	1. 地域健康支援システム 健康かるて → 健康かるて標準仕様対応版 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 地域健康支援システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表126項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び別表126項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表126項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所市民生活部健康支援課 沖縄県うるま市安慶名一丁目8番1号 TEL098-979-0950
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が含まれている情報は、施錠できる棚に保管し、CD等のデータについては、パスワードを付し、保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスは、権限のある職員がID・パスワードによる認証によって限定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 5. ②所属長	こども健康課長 濱比嘉 由美子	こども健康課長 美里 直樹	事後	人事異動
令和3年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月24日	I 5. ①部署	①こども部こども健康課	①こども未来部 子育て世代包括支援センター	事後	機構改革
令和4年6月24日	I 5. ②所属長の役職	②こども健康課長 濱比嘉 由美子	②所長	事後	機構改革
令和4年6月24日	I 8. 連絡先	うるま市役所こども部こども健康課	うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援センター	事後	機構改革
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部子育て世代包括支援センター	市民生活部健康支援課	事後	機構改革
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	健康支援課長	事後	機構改革
令和5年6月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606	事後	機構改革
令和5年6月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援センター 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-989-0220	うるま市役所市民生活部健康支援課 沖縄県うるま市安慶名一丁目8番1号 TEL098-979-0950	事後	機構改革
令和6年12月25日	I 関連情報 1. 特定の個人情報ファイルと取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票等の発行を行う。 番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、次の事務において特定個人情報を利用します。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、予診票等を発送 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会に対応 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票交付等	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票等の発行を行う。 番号法別表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、次の事務において特定個人情報を利用します。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、予診票等を発送 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会に対応 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票交付等	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 関連情報 2. 特定の個人情報ファイルと取り扱う事務 ③システムの名称	1. 地域健康支援システム 健康かるて 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 地域健康支援システム 健康かるて → 健康かるて標準仕様対応版 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の126項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表126項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表126項	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		[十分である] 特定個人情報が含まれている情報は、施錠できる棚に保管し、CD等のデータについては、パスワードを付し、保管することを徹底している。	事前	保護評価の再実施
令和6年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か[再掲] 判断の根拠		[十分である] システムへのアクセスは、権限のある職員がID・パスワードによる認証によって限定している。	事前	保護評価の再実施